HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	知里氏の民族誌研究の可能性 ： 近世蝦夷地の漁場儀礼分析への応用の試み
Author(s)	谷本, 晃久
Description	生誕百周年記念シンポジウム「知里真志保 人と学問」. 平成21年2月22日. 札幌市.
Citation	知里真志保 人と学問 ： 生誕百周年記念シンポジウム予稿集, 17-26
Issue Date	2009-02-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38286
Type	conference paper
File Information	3_17-26.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

知里氏の民族誌研究の可能性

—近世蝦夷地の漁場儀礼分析への応用の試み—

谷本　晃久
（北海道大学文学研究科・日本史学講座）

はじめに

知里・小田『ユーカラ鑑賞』（昭和 31 年）に関する思い出（石森延男／藤女子大学）

同書所収「松前の若殿が所作しながら歌った神謡」の最近の評価（佐藤 2007）

- 「知里は、この神謡が歴史的事実を反映して語られていると考えている」「知里は、アイヌの口頭伝承からアイヌの歴史を読み解くということを、説いたのである」「『松前の若殿が所作しながら歌った神謡』は、和人の侵略が始まって以降の神謡であることは明確であるし、その物語の具体性から、この神謡が実際に起こったことをモデルにしていると考えることは不自然なことではない」
- 「松前の若殿が所作しながら歌った神謡」は「ホロベツに伝承された神謡」（『ユーカラ鑑賞』）。知里氏の幌別をフィールドにした研究は、『アイヌ民譚集』などの口承文芸のみではなく、佐藤三次郎との協業を含む民族（民俗）誌研究や山田秀三との協業を含む地名（地誌）研究にそのウイングが広がっている。
- 報告者は、口承文芸研究の歴史性に関する見識を持つものではないため、文献史学の側から直接参考とした知里氏の民族誌研究、とりわけ漁場儀礼に関するそれを取り上げ、お話し申し上げたい。

1：東蝦夷地ホロベツ場所と胆振国幌別郡幌別村

安政元年（1854）＊「村垣淡路守公務日記」同年閏 7 月 24 日条（大日本古文書『幕末外国関係文書』附録）

アイヌ人別 53 戸 264 人

産物：鮭 300 石目

「ホロベツの夷人乙名の弟なりとて国人の語を為す。又よく事を解す。夷人大抵己が年を知らず、又月日をも知らず、此夷人自ら云ふ、物覚へてより寒暑によりて年の易るを知れり。是によりて数候得ば三十二、三になり候。其前何年を経候にや。又云、今日は七月二日なり、暑中はまだ幾日あるなど分り候とぞ」＊窪田子蔵「協和私役」安政 3 年 7 月 2 日条　★「暑中」…土用の 18 日間

「胡婦をして是〔注：弁当〕を負はしむ。其様平なる紐或は革にて是を其前額に掛け、以て背上の重きを助く。又両手を以て後より頭を押へ以て前額の重きを助く。両脚は草にて編たる膪当をはきて足は跣足なり」（同上）＊いずれも高倉新一郎編『日本庶民生活史料集成』第 4 巻版

明治 6 年（1883）＊胆振国地誌提要（道立図書館蔵：３１７／ＫＡ／１３６）

和　人人別 50 戸 123 人

アイヌ人別 60 戸 219 人

「古い伝統を忘れ去って、一日も早く新しい文化に同化してしまうことが、今ではアイヌの生くべき唯一の道なのであるから、幌別村が他村に百歩を先んじて、早くもそういう状態に立ち到ったことを、わたしはむしろ喜ばしく思うものである。それとともに、捨てて置けば当然に跡形もなく朽

果ててしまったはずの古い生活の断片を、僅かながらも私自身の手に掻き集めて後世に残すことを得た愉快さを私はしみじみと感ずるのである」＊知里真志保『アイヌ民譚集』1935年2月18日付後記

2：知里氏の幌別村民俗調査

昭和9年12月21日付松本正憲宛知里真志保書簡

「アイヌ説話集の原稿作製のかたはら、漁村民俗の調査をやつて居ます。佐藤氏と二人で実地に舟に乗つたり、網をさやめたり…」（藤本1982、149頁より所引）

＊「アイヌ説話集」…のちの『アイヌ民譚集』を指すと思われる。

＊佐藤氏…のちの妹婿で遠戚の佐藤三次郎氏（『北海道幌別漁村生活誌』著者）を指すと思われる。

★昭和9年度は東京帝国大学2年在学。

昭和11年12月10日付「自序」（佐藤三次郎『北海道幌別漁村生活誌』2頁）

「今年の夏、帰省以来病床に伏して居られた知里兄が、遂にこれ〔注：原稿の進捗しないこと〕を見兼ねて、病苦の中から、全体の構成を決め、章を立てて節を分け、その間に材料を按配して、原稿の書き方、句読点の切り方に至るまで、一々懇切に御指導下された。本書は知里兄の指揮を仰いで材料を採集し、知里兄の指導に依つて書いたものであるから、寧ろ知里兄の著書と云ふべく、仮りに百歩譲つても知里兄と私の共著と云ふべきで、私は幾度も共著にされるやう知里兄に御願ひしたのであるが、知里兄はいつも笑つてこれを退けられた」

昭和34年3月刊知里真志保「アイヌの鮭漁―幌別における調査―」まえがき（『北方文化研究報告』第14輯／著作集3巻67頁）

「もちろん今でもアイヌ系の人々はかなり多く住んでいることは事実であるけれども、それらの人々もいち早く日本人の生活に同化してしまい、いわゆるアイヌといつた面影はほとんど残していない。ここに発表する拙稿も、戦前にこの地方にまだ幾人か残存していた古老を筆者が直接訪ね歩いて、明治の末期あたりにこの地方で行われていた鮭漁に関して調査記録しておいた古いノートを今回整理したものである」

☆『北海道幌別漁村生活誌』第11章（「川漁の話」）第1節（「鮭の話」）と「アイヌの鮭漁―幌別における調査―」とを比較すると、ほぼ同文の情報（『漁村』によると板久孫吉氏よりの聞き書き）が含まれており、両者の協業のあったことが窺える。ただし、後者のみに見られる情報もあり、補遺調査の形跡もある。→【資料1】

☆地域と時代が確定された民族誌叙述として重要。『漁村』には、主要なｲﾝﾌｫｰﾏﾝﾄの生活歴が記されている。両者は、比較検討して読むべき論考と捉えることができる。

3：「アイヌの鮭漁―幌別における調査―」の特徴

- 『幌別』に比して、アイヌの民族誌情報のみを抽出している。
- 地名調査報告・民譚集との注解における双方向性が示唆されるが、『幌別』への言及なし。
- 「祭儀」は、『幌別』にはまったくみられない項目である。→【資料2】

4：近世蝦夷地の年中行事分析への応用（→谷本 2001）

場所請負制下の漁場年中行事

幕末期、西蝦夷地ヨイチ場所の事例　→【資料３】

「両歳取調歳中行司帳」（元治元・慶応３年）

・鯡網卸の際、「役土人」・「自分取之もの」へ「為致カムイ呑可申事」

「秋味網卸し御祝儀取扱書」（慶応３年）・「秋味千束祝儀行事帳」（元治元）

・鮭網卸・千束祝儀の際、「イナホ持参」・「イナホ差出」の「乙名」「小使」「両船頭」へ上酒貸付・濁酒被下

・和風神事と併存し、組み込まれている

★ 網卸時の「カムイ呑」は、知里報告と共通。「イナホ」と酒とを介在させつつアイヌの儀礼が和風儀礼と併存しつつ組み込まれる近世末期の蝦夷地在地社会の特質を指摘する論拠のひとつに応用。

それは、ヨイチに特殊な儀礼ではない

西蝦夷地ソウヤ場所モンベツ領トコロの事例　→【資料４】

東蝦夷地シラヲイ場所の事例　→【資料５】

cf「海にて捕るものは会所、川にてとるものは夷人と定めあるよし」（「協和私役」安政３年７月２日条）

おわりに

知里氏が地域に視座を定め実地調査に基づいた詳細な民族誌叙述を残したのは、幌別と樺太。その叙述は、時代と地域が明らかにされている点に象徴されるように、客観性が担保されたものであり、幕末～近代初頭の文献資料と擦り合わせ、解釈する（＝学び参照する）に足る高い水準の（＝信頼できる）報告と考える。幌別についていえば、佐藤『北海道幌別漁村生活誌』や知里・山田の地名研究、知里の口承文芸研究とが、調査者・研究者としての知里氏を軸に同時代性を帯びつつ有機的に連関しており、それぞれの分野との建設的な協業を解釈に組み込むことにより、応用の裾野は広がってくるものと考える。

→知里氏らにより研究環境が整っている地域なだけに、文献史学の側からの当該期のホロベツ場所・幌別郡在地社会構造の研究の余地（＝価値）は大きい。

【引用・参考文献】

佐藤三次郎『北海道幌別漁村生活誌』（アチツク　ミューゼアム、1938 年／『日本常民生活資料叢書』第７巻、三一書房、1973 年に再録）、**佐藤＝ロスベアグ・ナナ**「知里真志保と詩人たち―（１）『ユーカラ鑑賞』の共著者小田邦雄―」（『Core Ethics』3、2007 年）、**谷本晃久**「近世蝦夷地『場所』共同体をめぐって」（『学習院史学』39、2001 年）・「宗教からみる近世蝦夷地在地社会」（『歴史評論』629、2002 年）、**知里真志保**『アイヌ民譚集』（郷土研究社、1937 年／『知里真志保著作集』第１巻、平凡社、1973 年に再録）・「アイヌの鮭漁―幌別における調査―」（『北方文化研究報告』14、1959 年／『知里真志保著作集』第３巻、平凡社、1973 年に再録）、**知里真志保・小田邦雄**『ユーカラ鑑賞』（元々社、1956 年）、**知里真志保・山田秀三**「あの世の入り口―いわゆる地獄穴について―」（『北方文化研究報告』11、1956 年）・「幌別町内アイヌ語地名調査」（『北方文化研究報告』13、1958 年）、**知里真志保書誌刊行会編**『知里真志保書誌』（サッポロ堂書店、2003 年）、**藤本英夫**『知里真志保の生涯』（新潮社、1982 年）、ほか

【資料／】『北海道幌別漁村生活誌』と「アイヌの鮭漁―幌別における調査―」との比較

★内容構成★

『北海道幌別漁村生活誌』第11章1節

鮭の名称
漁法
ヤス突き
「明治三十年頃、当地で盛んに行はれてゐた鮭や鱒の川漁に就いて、板久孫吉氏に訊いたもの」
　川鮭漁の規模
　漁場の位置と名称
　漁の時間
　イサパキッキニ
　密漁
　マレク漁
　　漁法
　　名称
　　シュネ
　漁期
　鮭の型の名称と値段
　貯蔵法
　料理法

「アイヌの鮭漁―幌別における調査―」

1. まえがき
2. 漁具と漁法
   （1） 網――「ヤ」(ya)
   （2） やす――「ヤス」(yásu)
   （3） かぎもり（鉤銛）――「マレク」(márek)
   （4） めくらかぎ――「チエタエカンキ」(chi-étaye-kanki われら-引く-かぎ)
   （5） ど（笈）――「ラオマプ」(raómap)
   （6） やな（簗）――「ウライ」(urái)
   （7） とめ（止）――「テシ」(tesh)
   （8） 隠れ棚――「ネツ」(net)
   （9） 打頭棒――「イサパキクニ」(I-sápa-kik-ni それの-頭を-打つ-木)
   （10） たいまつ（松明）――「スネ」「シュネ」(suné, shuné)

［資料1］つづき

（１１）　犬による漁法

3. 漁期
4. 漁兆
5. 禁忌
6. 祭儀
   （1）「ペツ・カムイ・ノミ」（pet-kamui-nomi 川・神・まつり）
   （2）最初にとれた鮭
   （3）不漁の際の祈願
7. 鮭の名称
8. あとがき

★類似した叙述の例★

『幌別』121～122 頁

「その頃〔注：明治 30 年頃〕は既に川の各所に漁場が定められてゐて、漁場の持主も決つてゐた。各漁場の位置と名称とは、一番下の川口に近い処が『仙台漁場』で、それから五六町上が『遠飛サンケウク（Sankeuk）の場所』で、此所から少し上つた処が『かねしめ漁場』であつた。その上が『金成漁場』で、次を『仙台漁場』と云つた。この『仙台漁場』は千両場所で、此処を中心に、上と下へ順々獲れ方が少くなつてゆく。この漁場の上が『シケクル（Shikekur）漁場』で、一番上のポロシュマ（Poroshuma）といふ処が『田代漁場』であつた。漁場は、個人所有のものもあれば、共同所有のものもあつた。元来これらの漁場はみなアイヌのものであつたのだが、シヤモが移住して来るに従つて、一場所減り、二場所減りして、いつの間にか半分以上がシヤモのものになつてしまつた。そのうちでも勢力のあつた仙台衆が、一番獲れる場所をせしめてしまつたのである」

「鮭漁」著作集版 67～68 頁

「鮭漁が許可制度になつた頃，ここらの大きな川にはすでに幾つもの定置漁場があつた。たとえば明治 30 年頃の幌別川には，川沿いに 7 ヵ統の鮭の漁場があつた。川口に最も近く『仙台漁場』があつて，それから上に順に『遠飛サンケウクの引場』，『かねしめ引場』，『金成引場』，ふたたび『仙台引場』，『シバウクの引場』，最も上に『田代引場』があつた。これらの場所はいずれも漁場または引場と称せられたが、引場（フクバと発音）の名称が示すように、そこでは地引網を用いて鮭をとることが多かつた」

6. 祭　儀

(1)「ペツ・カムイ・ノミ」(pét-kamui-nomi 川・神・まつり)

漁期のはじまる前に，村人が川尻に集まつて，「ペツカムイノミ」という祭儀を行う。日本人の漁場でする「網(あみ)おろし」と同じ意味のものだという。これをすませないうちは，どんなに鮭がのぼつても，捕ることができない。この祭儀には，１軒から１人ずつ男が出て木幣を削り，川尻の草原の上に幣場を設けて神々に豊漁を祈るのである。そのさい，祭主は誰でもいいことになつている。

(イ) 先ず，泊(とまり)の神へ木幣を２本立てる。そして，「漁期が来て，わたくしどもの海にも神魚たちが立ちまわつたから，海の神様よ，わたくしどもの泊へも神魚がうんと入つてくるようにお願いいたします」，という意味の祈詞をささげる。

(ロ) 次に，川尻の神へ木幣を２本立てる。そして，「川尻が塞がると，神魚たちはのぼれないから，川尻の神様よ，どうぞ川尻が塞がらぬように気をつけてください」という意味の祈をささげる。

(ハ) 次に，川の神に木幣を２本立てて，「ホリ場の水の神様よ，神魚たちが上つて来るから，川の中に汚い物をおかぬように，自分の腹の中をよく片づけておいて，神魚たちがたくさん上るようにホリを掘らせてください」，という意味の祈詞をささげる。

(ニ) さいごに，キツネの神に木幣を２本立てて，「海の漁に限らず，山の猟に限らず，あなたが一番人間に漁を授ける神様だから，この月もどうか漁のあるように油断なく見守つてください」，という意味の祈を捧げる。

(2) 最初にとれた鮭

最初にとれた鮭は，火の神と家の神にささげると言つて，「チェプ・ニマ」(chép-nima 魚・容れ) と称する細長い木製の鉢に入れて，上座に頭を炉の方に向けておき，「今日川へ行つて走りの鮭 (ashit-chep) を取つて来たから，神様たちも久しぶりの御馳走を賞味してください」，という意味の祈詞をささげる。このおさがりは，一片ずつ串にさして近所にくばるので，自分の家には頭と骨だけしか残らないことが多かつた。

(3) 不漁の際の祈願

漁期なかばで不漁のときは，やはり酒をかもし，木幣を削つて神々にささげ，この部落に漁を授けてくれますようにと祈願する。この祈願は，昔は皆で集まつて盛大に行なつたというが，後には各戸で簡単にすませたという(12)。

註　解（中田考）

(12) 八雲や長万部地方ではこのような場合，盛大な呪術的演劇を行つたことが知られている。おそらく古くは他地方でもそういうものが盛んに行われたであろう。拙稿「ユーカラの人々とその生活(1)」(雑誌『歴史家』第２号) pp. 4-5〔本巻 pp. 7-8〕参照。

【資料3】併存する漁場年中行事のなかのアイヌ儀礼と和風儀礼

【史料イ】

（一）（余市ノ長老）　㊟日イチ場所

慶応三年
卯

秋味網卸し御祝儀取扱書

上ヨイチ
川通上家

網卸し使の義ハ前日ヲショロ通上屋へ

左の通可申遣候

態手紙を以啓上仕候　先以御通上家中様御揃益御安静被遊御座奉弥賀候　随て明日当場秋味ヲムシヤ網卸し兼御祝儀修行仕候間　古例の通不相替　其御地網持土人不残御呼寄心の上御遣し被成下候様　乍憚此段奉願上候　右御願申上度以態書如斯御座候　恐々拝言

「竜神様
御札納所　御神酒　一番持府船にて
川通上家より　御洗米　右持府帰りの節は
海中江　小豆　船主江手当として
ノホリ　上酒一升遣し

イナヲ出シ人数
ヲシトンコツ　上酒二盃ツヽ、かし付
イコンリキ　濁り酒一升ツヽは
イ子アンヘ　被下分なり
サルマ

船
マクライ
イシヤマ
チンハ」

㊟（本文中「」書内は朱書）

（中略）

一、乙名　小使　両船頭　イナヲ持参致候はゞ　定例の通一人江上酒二盃ツヽかし付　濁り酒一升ツヽ被下候事

一、土人介抱米五斗位茨事

一、越後酒

但　神々様御神酒幷に番人網卸し御祝儀　土人介抱入用分網卸し御祝儀に付　役土人共江御盃被下候分　其外貨付とも都合

〃

一、濁酒越後米　四斗入七俵

一、介抱の儀は　夏ヲムシヤ同様土人江は上酒一盃　濁酒一盃　茨飯一盃ツヽ　女子幷にヘカツ江は上酒半盃　濁酒　茨飯前同断　老若に至まて一同へ介抱可致事

一、乙名　小使　大網新網船頭役　幷網待土人江は右介抱なし

一、山口起し網土人江貨付　定例の通　青酒五合ツヽ貨付濁り酒はなし　米八升　籾三升　網卸し造米として

かし遣候分は　漁勘定の節右代引去り可申事

一、右起網の内へ　其年により小使　網持土人　相廻り候とも　矢張上酒二盃ツヽ貨付　引拂の節上酒一盃ツヽかし付　是も漁勘定に引去り可致候事

一、川上　ノホリ起網土人江は　上酒二盃ツヽかし付

網卸し御祝儀として濁酒一升ツヽ　古例の通被下候事

一、番人中一同定例の通　赤飯　煎染の馳走の事

但　煎染一斗鍋にて二鍋　内一鍋モイレ細工場

一、稲白米二斗五升は赤飯に用ル分

一、同　五升御備同断

神々様御備左の通

稲荷様一通　但し台五寸位
弁天様同
竜神様同
稲現様同
鮭大網ノ姪子様同
〃
川御宮分
川通上屋分
神明様五通
〃
赤飯一重
床の間　一重　御飯　御汁　生鮭の子　大とん　煎染五品　生鮭一ヒレ
大黒様　鮭魚　大一重
竜神様　御膳部
姪子様　赤飯一重　御平　御皿　御香々

一、神々様御守越の節　三半船にて　番人一同衣服を改め　定例の通諸拍子を揃　暇々敷御守越可申事

（余市町史古文書を支書）

【史料ロ】

乙名・小使幷大綱船頭役の者とも、イナホ差出候事、但右為祝、一人に付上酒五合宛貸付、濁酒一升ツヽ被下之、番人之儀者、弁天宮において御神酒頂戴、御酒肴賑々敷相祝可申事、

（元治元年九月二九日／秋味干束祝儀行事帳／『余市町史』所収林家古文書）

表：ヨイチ場所の年中行事における宗教事項

正月	・元旦、獅子舞。 ・節句 ・年中神仏掃除方は例年の通。五節句・式日・祝日の備物飾方も例年の通り。
二月	・初午なので稲荷様を浜中宮へ移す。 ・稲荷様が移ったら、1カ月分ずつ神酒等を番家へ差し遣わすように。 ・初鰊が上がったら、鰊を神前に供え、神酒・灯明を差し上げるように。 ・役土人や自分取のアイヌにカムイ呑をさせるように。 ・彼岸に入ったら仏前にだんごを供えるように。 ・彼岸中日を選んで守札を海納。
三月	・節句につき神々様へ神酒・ひし餅を供えるように。 ・弁天宮の飾りつけをした。 ・浜方御宮へ神酒1カ月分を遣わした。
四月	・8日、仏様へお茶を差し上げた。(潅仏会)
五月	・5日、節句。3月3日同様。 ・4日、宮々へ浦布風呂を立てた。 ・大山代参。
六月	・氷室祝儀につき、氷餅を神々様へ差し上げた。
七月	・7日、七夕節句。正・三・五月と同様。 ・13日、例年の通り墓所へホカイをした。(迎火)
八月	・1日、八朔。五節句同様。 ・彼岸入後、大網卸祝儀。神々様御守越。 ・同日、守札海納。 ・15日、月見につき団子、大豆、青物を神酒とともに差し上げ。
九月	・9日、節句。正・三・五月同様。但、菊酒を神々様幷一同でいただく。 ・土用あけ次第、神々様を守返す。
十月	――
十一月	・弁天宮畳巻。
十二月	・28日、神棚仏壇掃除。 ・節分例年の通り。 ・6日宝姪子、9日大黒へ年越の神酒を差し上げる。 ・28日、門松お祝をするように。

註：「同波取鰊漁中行司供」（『余市町史第一巻史料編二』所収）により作製。（ ）内は筆者の註。

出典：谷本2000

【資料タ】宗教儀礼を介し双方向性を有する御用所とアイヌ社会

【史料】アイヌと神社、御用所とイオマンテ

①安政3年7月15日、西蝦夷地ソウヤ御用所評議（ソウヤ鎮守弁財天祭礼奉納につき）

『辰七月十五日評議』

印　須藤甚之助
梨本弥五郎　印
庵原勇三郎　印

ソウヤ鎮守弁財天祭礼ニ付、役々5左之通致奉納候積り評議取極候事、

辰　七月十五日

調役並
一越後酒壱樽
　此入壱斗弐升余
代弐／四百弐拾五文
足軽
御雇医師

右内訳
金弐朱ツヽ　調役並
元／
金壱朱ツヽ　下役
同心
足軽
銭百文ツヽ
御雇医師

但、右奉納方之義者、役土人江相渡為備、居合土人一同配分之積相違、代料者銘々買物帳江可記旨、支配人江可申達事、

（北海道立文書館所蔵公文書「ソウヤ諸書付　巳六月写　モンヘツ御用取調所控」請求番号CA00021№19）

②安政3年7月15日、西蝦夷地ソウヤ御用所評議（ソウヤ惣乙名執行熊送返礼の件）

『辰七月十五日評議取極』

須藤甚之助
梨本弥五郎　印
庵原勇三郎　印

ソウヤ惣乙名センケ熊送為祝儀、濁酒弐駄銚子差出候ニ付、役々5左之通清酒差遣候積評議取極候事、

三升　梨本弥五郎
二升　庵原勇三郎
壱升　大塚良輔
〃　平沢勝次郎
〃　遠藤隆齋

一清酒八升　内
　此代壱／六百文

右内訳
梨本弥五郎
六百文
庵原勇三郎
四百文
大塚良輔
弐百文
平沢勝次郎
同
遠藤隆齋
同

以上

（北海道立文書館所蔵公文書「ソウヤ諸書付　巳六月写　モンヘツ御用取調所控」請求番号CA00021№19～28）

【表イ】　安政5年トコロ秋鮭試験漁の漁獲高明細

鮭総取穫高：3435本		
	内：0565本	「トコロ土人江手宛、并シヤリ土人江手宛、其外役々賄之分」
	残高：2870本	「143束ト10本」

【表ロ】　安政5年トコロ秋鮭試験漁の雇用アイヌ人件費明細

召使土人男女　：32人		此給米：造米158俵2分 但、平均1人ニ付4俵ト9分5厘余
内	シヤリ：18人	
	モンヘツ：14人	
漁済手宛：当所32人江		此　銭：4貫160文 但、1人ニ付、清酒5合、濁酒5合ずつ
	清酒：1斗6升	
	濁酒：1斗6升	
「右給料米并手当酒等、此節5可相渡積、漁業中四度濁酒造、カモイ呑為致候分者、別帳入用書之内記之、爰ニ略」		

出典：「安政五午年十二月　トコロ秋味雇給料并手宛書留　モンヘツ御用所」（道立文書館所蔵公文書：請求番号CA00043№21）、

谷本晃久「濃やかな近世アイヌ社会像を知る：モンベツ御用所の文書から」（北海道立文書館報『赤レンガ』39、2004年）

【資料５】明治初頭白老の事例

白老郡年中行事：明治４～５年

日付	対象者	内容
正月元日	世話方・通辞・帳役	年頭御礼として罷出候事（但、於御役所請之）
	役土人一同江	清酒５合ずつ（切餅５枚ずつ）
	平土人一同江	濁酒６樽
	男女土人小児共江	切餅２枚ずつ
正月２日	船頭土人江	清酒５合ずつ（船乗初につき会所より遣わす）
正月８日	詰合一同 世話方・通詞・帳役	御用始につき、御料理被下之（御酒・吸物・肴三種盛付・雑煮餅）
３月３日	役土人一同江	清酒５合ずつ（上巳の祝として御役所より被下候事）
	役土人一同江	清酒５合ずつ（詰頭廻浦につき御役所より被下候事）
	80 歳以上の老土人共江	玄米５斗・古綿入１枚ずつ（詰頭廻浦の節被下候事）
	鰥寡・孤独・長病・難渋の者共江	造俵３俵（但、１俵８升入）・古綿入１枚ずつ（詰頭廻浦の節被下候事）
５月（５日）	役土人一同江	清酒５合ずつ（端午の祝いとして被下候事）
７月（７日）	役土人一同江	清酒５合ずつ（七夕の祝いとして被下候事）
８月（朔日）	役土人一同江	清酒５合ずつ（八朔の祝いとして被下候事）
９月９日	役土人一同江	清酒５合ずつ（重陽の祝いとして被下候事）
12 月	煤払土人江	酒五合
	門松迎土人江	酒五合・切餅（？枚）ずつ
網卸祝儀	雇男土人共江	清酒５合ずつ（鰯并鮭網卸の節漁祝として被下候事）
	雇女土人共江	濁酒２合５勺ずつ（同上）
初鮭持参	初鮭会所へ持参の土人江	清酒１升（壱番鮭）
		清酒７合５勺（弐番鮭）
		清酒５合（三番鮭）
オムシャの節	惣乙名・脇乙名・惣小使	米３升・糀２升・葉莨３把ずつ（ヲムシヤの節）
	小使一同江	米２升・糀１升・葉莨２把ずつ（同上）
	惣役土人江	清酒２樽（同上）
	男平土人一同江	濁酒１升ずつ（同上）
	女平土人一同江	濁酒５合ずつ（同上）
	15 才以上の浜雇男土人共江	間切１挺ずつ（同上）
	15 才以上の浜雇女土人共江	針５本ずつ（同上）
	７才未満の男女小児共江	布子１枚ずつ（同上）

「辛未十一月・壬申三月両廉　白老郡諸書類」（北海道立文書館所蔵公文書、請求番号Ａ４／２６０）

[参考図版]

出典：
図1・図2
谷本晃久「蝦夷地『場所』三役」（斎藤善之編『身分的周縁』近世社会2 海と川に生きる』吉川弘文館、2007年）

表3
谷本晃久「近世蝦夷地『場所』共同体をめぐって」（『学習院史学』39、2001年）

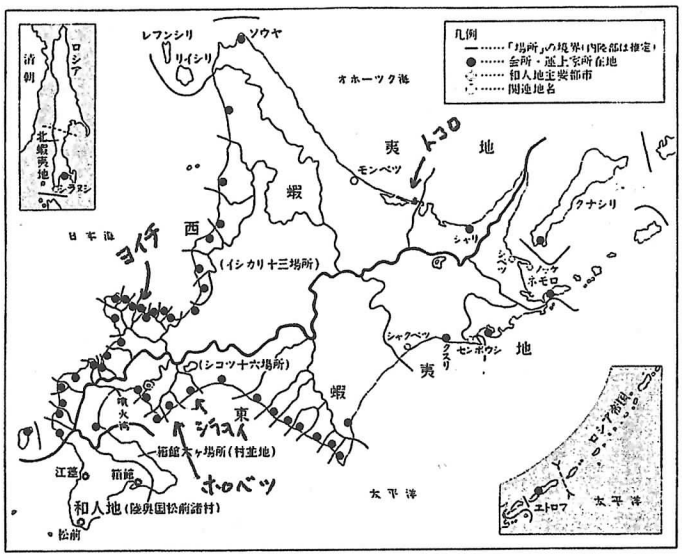

図1　安政3年（1856）の蝦夷島地域区分

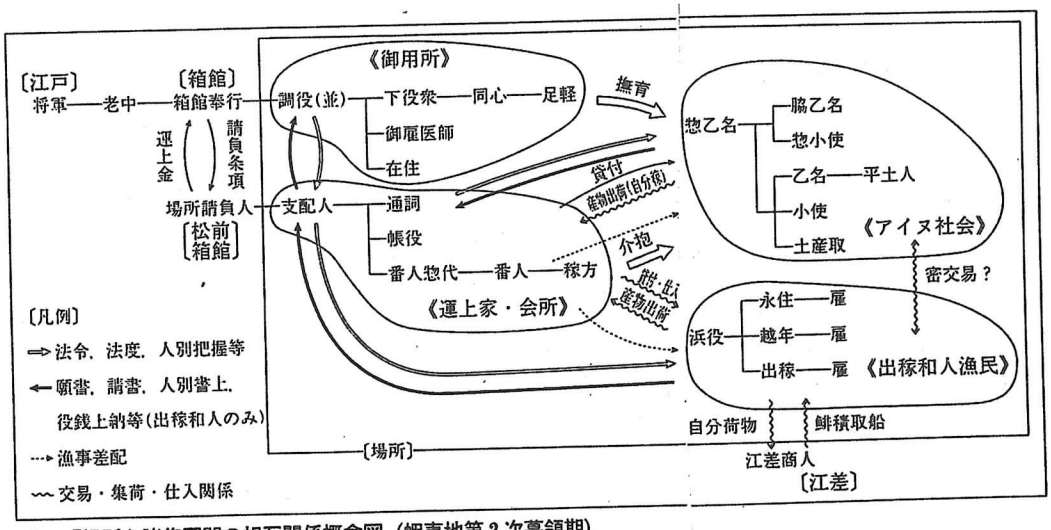

図2　「場所」諸集団間の相互関係概念図（蝦夷地第2次幕領期）

＊表3　文久2年（1862）における西蝦夷地ヨイチ場所の人口構造

	定住者（含通年居住者）						一時的滞在者（すべて和人）						
	アイヌ	和人				小計(a)	和人				全アイヌ	和人	
			永住浜中	引越番人	越年番人・稼方		出稼浜中	番人・稼方	小計(b)	総計(a+b)		番人稼方	浜中
家数	84	52	43	9	—	—	80	—	—	—	84	9	123
人別	439	276	195	26	55	715	1167	8	1175	1890	439	89	1362
定住／滞在者に占める割合	61.40%	38.60%	27.27%	3.64%	7.69%	100%	99.32%	0.68%	100%		—	—	—
全体に占める割合	23.23%	14.60%	10.32%	1.38%	2.91%	37.83%	61.75%	0.42%	62.17%	100%	23.23%	4.71%	72.06%

出典：林家古文書「戌年余市御場所諸書上」（『余市町史』第1巻資料編1、余市町、1985年、1651～1657頁）　（全和人76.77%）